

ご契約者の皆様へ



名古屋市民火災共済生活協同組合

## 口座振替へ移行のお願い

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当組合の事業につきまして、格別のお引き立てをいただき厚くお礼申し上げます。

さて、このたび組合事業の基本を定める『消費生活協同組合法』が、60年ぶりに改正され、平成20年4月1日から施行されることになりました。

今回の改正により、従来消防団にお願いしておりました契約の更新手続き業務ができなくなるなど、募集行為が制限されることになりました。

当組合といたしましては、法改正の趣旨に沿い、業務体制の見直しを図り、引き続き火災共済事業の円滑、適正な推進と、業務内容の充実に努力して参る所存であります。

つきましては、今般の、特に募集行為が制限される改正法への対応として、今後共済掛金のお支払い方法については、ご契約者様指定の金融機関からの「口座振替」(自動引き落とし)に移行していただきたいと存じますので、何卒ご理解とご協力のほどをお願い申し上げます。

なお、今回のご契約更新手続きは従来どおりお伺いし、口座振替の手続き等につきましても説明をさせていただきます。

皆様にはお手数をおかけしますが、ご協力いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

(すでに口座振替をご利用の方や、お手続きをされた方につきましては、更新方法の変更の必要はありませんので、併せてご案内申し上げます。)

敬 具